

議案第 18 号 二宮町税条例の一部を改正する条例提案理由

【町長】

議案第 18 号の提案理由を説明いたします。「二宮町税条例の一部を改正する条例」についてですが、地方税法等の一部が改正されたことにより、軽自動車税における環境性能割の創設及び従来の軽自動車税について、種別割に名称が変更されることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、政策総務部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【政策総務部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 18 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、軽自動車税に関して、二宮町税条例の一部を改正するものです。

それでは、資料 18 の新旧対照表をご覧ください。

まず、第 2 章第 3 節中第 27 条の前に第 26 条の 2 から第 26 条の 4 までの 3 条を加えるものです。

第 26 条の 2 については、県税であった自動車取得税が廃止となり、それに代わるものとして、環境性能割が創設され、軽自動車分については、市町村税として、新たに軽自動車税に環境性能割が創設されることになりました。これに伴い、その税率を燃費基準等に基づく区分ごとに定めるものです。第 1 号は、地方税法第 451 条第 1 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車は、100 分の 1 と規定するものです。第 2 号は、地方税法第 451 条第 2 項の規定の適用を受けるものは、100 分の 2 と規定するものです。第 3 号は、地方税法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるものは、100 分の 3 と規定するものです。

第 26 条の 3 は、環境性能割の申告納付を規定するもので、第 1 項は、軽自動車の区分に応じて、地方税法施行規則第 33 号の 4 様式により申告書を町長に提出するとともに環境性能割額を納付しなければならない旨を規定するものです。第 2 項は、環境性能割額の納税義務者以外の 3 輪以上の軽自動車の取得者は、区分に応じて取得した旨の報告書を町長に提出しなければならないことを規定するものです。

第 26 条の 4 は、環境性能割の減免についての規定で、第 1 項第 1 号では公益のために直接専用するもの、2 号では障害者等及び障害者等と生計を一にするものが所有するもの、2 ページに移り、第 3 号では、構造が専ら身体障害者等の利用に供するもの、第 4 号では、その他特別な理由があると認められるものを規定するものです。

第 2 項から第 4 項は、減免を受ける際には、町長が必要と認める書類の提示を求めることを規定するものです。

次に第 27 条から、5 ページの附則第 16 項までの改正は、環境性能割が創設されることに伴い、軽自動車税が 2 種類に増えることから、従来の軽自動車税の名称が種別割と改められることになり、これに関連する条文の名称を変更するものです。また、上位法である地方税法の改正による引用条文の条ずれに伴う改正、環境性能割の規定条文を加えたことにより同内容となる種別割の減免規定の条文内容の整理を行ったものです。

次に附則に第 23 項から第 29 項を加えるものです。附則第 23 項は、環境性能割の賦課徴収の特例を規定するもので、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、神奈川県が行うことを規定するものです。

附則第 24 項は、環境性能割の課税免除の特例を規定するもので、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車と同様に軽自動車の環境性能割を課さないことを規定するものです。

第 25 項は、環境性能割の減免の特例を規定するもので、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車と同様に軽自動車の環境性能割も減免することを規定するものです。

第 26 項は、環境性能割の申告納付の特例を規定するもので、第 26 条第 3 項で規定した申告納付先については、当分の間、神奈川県知事となることを規定するものです。

第 27 項及び次の 6 ページの第 28 項は、環境性能割の税率の特例を規定するもので、当分の間、軽自動車については、表のとおり等、税率は 100 分の 2 を上限とする特例を設けることを規定するものです。

第 29 項は、環境性能割に係る徴収取扱費の交付を規定するもので、軽自動車の環境性能割の賦課徴収については、当分の間、町に代わって神奈川県が行うことから、地方税法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額を徴収費用として神奈川県に町より交付することを規定するものです。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。

第 1 項の施行期日ですが、平成 31 年 10 月 1 日から施行するものです。

第 2 項及び第 3 項につきましては、軽自動車税に関する経過措置です。

第 2 項においては、この条例による改正後の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成 31 年 10 月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する旨を定めるものです。

また、第 3 項の規定は、軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 31 年度分までの軽自動車税については、従前の例による旨を定めるものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。